

正組合員代表者・役員候補者資料

役員選任手続きについて

令和7年12月



J Aにおける任期満了による役員改選手続きについて

令和7年12月1日
J A ほくさい

1. 役員改選の意義

令和8年度は、JA役員の統一改選期です。

平成28年4月に施行された農協法において、理事の過半は認定農業者、又は実践的な能力を有する者とする構成要件の見直しがなされ、適用時期に関する経過措置が設けられました。

本県においては、平成29年度の統一改選時から、この経過措置を適用することなく実施し、かつ、任期中において要件不適合になったJAがない状況にあります。引き続き、令和8年度の統一改選においても、慎重な対応をお願いします。

また、農協法は、「理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮する」旨を規定し、若い世代や女性の登用により、多様な考え方のもとで独創的な組合運営がされることを求めていました。

このことはもとより、地域に根ざした協同組織であるJAの役員として、地域の組合員や、生産部会・女性部・青年部など組合員組織の意思やニーズをJAの事業・運営に反映し、地域や組織の組合員をJAにつなぎ、JAの事業に組合員が意欲的に参加・参画する道を開いていくことが求められています。

組合員と組合のために、社会環境の変化を見通し、組織・事業・経営の刷新を図る役員が、組合員の総意のもと、民主的で、適法かつ適正に、選出されるよう万全を期した取り組みをお願いします。

2. 役員改選に関する定款・規定等

定款抜粋・定款附属書役員選任規程・役員選任規程取扱要領等（別紙参照）

3. 任期 3年

令和8年度通常総代会の役員選任の時から、令和11年度の通常総代会の終結の時まで

4. 役員定数

理事 26人・監事 6人（別紙参照：役員選任区分ごとの役員数を基本とする。）

（組織代表でない常勤理事（3人）・組織代表でない常勤監事（1人）・員外監事（1人）含む）

5. 役員候補者を推薦する際の法的留意事項等

JAの役員として推薦する際の法的留意事項及び広域合併JAの役員候補者としてふさわしい者の基準については、県の指導要綱に基づくものとします。

さらに「JAほくさい」では、大規模合併JAの役員として真にふさわしい者を選出するために「役員候補者推薦・選任内規」が設定されています。

6. 役員候補者としてふさわしい者（別紙参照）

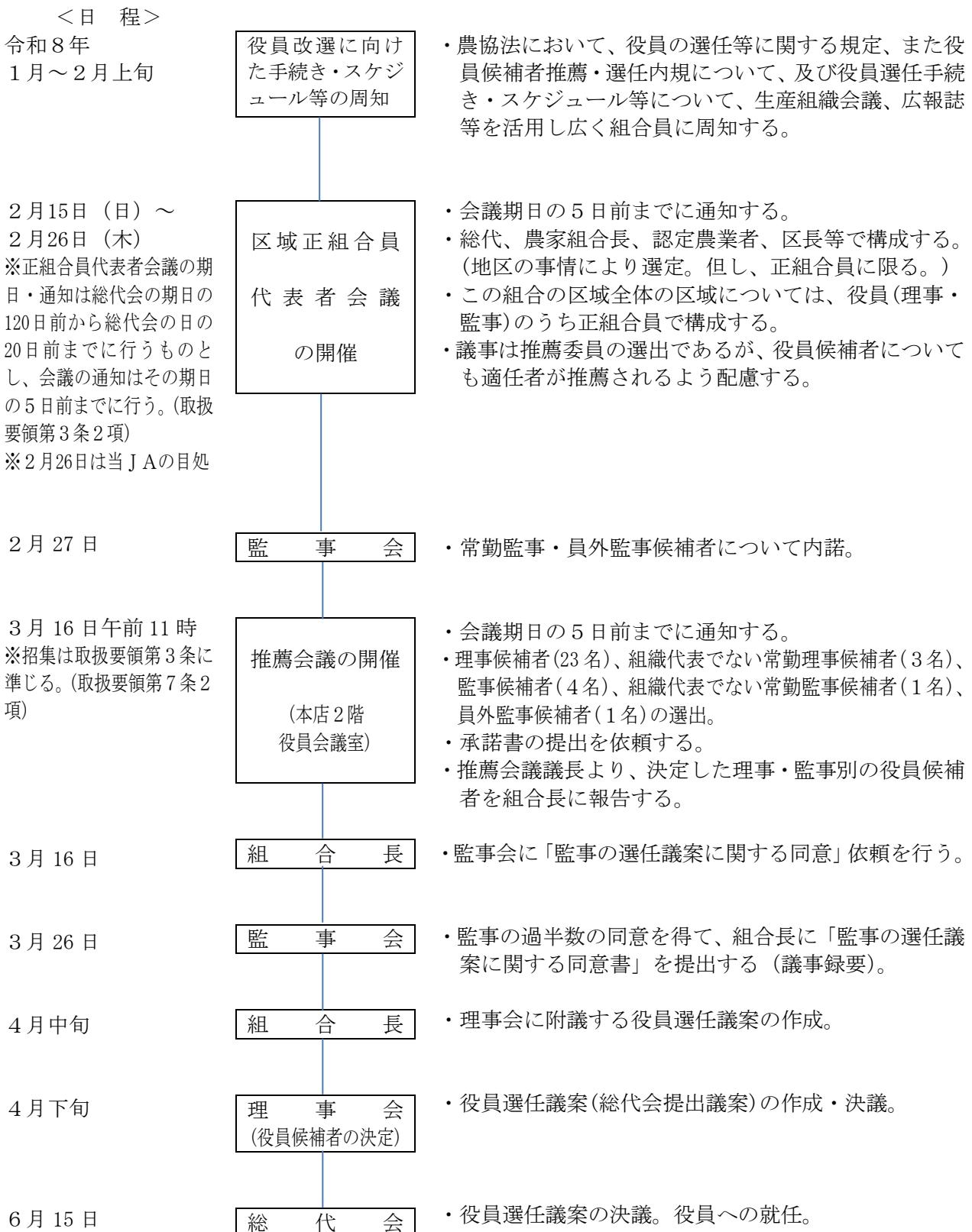
理事・監事の行為規範

7. 役員改選手続きについて<図解>（別紙参照）

[図解：理事会用]

令和8年度役員改選手続きについて

定款附属書役員選任規程並びに同取扱要領に基づき、選任手続きの概略と日程を図解しました。



役員候補者推薦・選任内規

【目的】

第1条 この内規は、当組合の適正なる役員候補者の推薦・選任について、以下の条項を遵守しつつ民主的に行うこととする。

【役員候補者として推薦する者】

第2条 法令・定款等に照らし、次に掲げる者は候補者として推薦しないこととする。

- 1 当組合の事業と競争関係にある事業を営み、またはこれに従事し、自らの利益を図るために組合の利益を害するおそれのある者
 - 2 未成年者
 - 3 精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - 4 破産手続開始の決定を受け復権していない者
 - 5 農協法第30条の4第1項第3号に定める者
 - 6 農協法第30条の4第2項第2号に定める者
 - 7 前2号に掲げる者以外の者であって、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者（ただし、刑の執行猶予中の者はこの限りではない。）
 - 8 農協法に基づく事業以外の事業に関する法律の規定に基づく就任制限に該当する者
- ② 前項の他、組合の社会性および公共性に鑑み、かつ信用事業を行う組合である以上、拘禁刑以上の刑を受けたことのある者は候補者として推薦しないものとする。また、当組合に対し多額な固定化債務を有している者や当組合以外において多額の債務不履行のある者についても同様とするものとする。
- ③ 役員候補者として推薦する者については、人格的に次の要件を満たしている者であることとする。
- 1 組合活動の本質を良く理解し、その実践に努めている者
 - 2 別表に照らし、自らの営農と生活の範囲で率先垂範し組合事業をよく利用し、他の組合員に對し模範的な者
 - 3 行政と関係機関による農業政策について、取り組みができる者
 - 4 積極的に組合経営、事業活動を展開できうる者であり、肉体的にも精神的にも激務に耐えうる者
 - 5 遵法精神に富み、コンプライアンス（法令等遵守）に関する役割を十分認識している者、また反社会的な勢力の介入に厳格な対応のとれる者
 - 6 職務上知りえた組合及び組合の組合員等利用者についての個人情報その他の機密を保持し、正当な理由なく理事（監事）たる地位にある間においても退任後においても第三者に漏らさぬ者
- ④ 前3項のほか、理事候補者の過半数については、次のいずれかの要件を満たしている者を推薦することとする。
- 1 認定農業者（法人にあっては、その役員）
 - 2 次のいずれかの要件を満たす、農畜産物の販売その他の当該農業協同組合が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者
 - ・組合経営に関する法務、税務、労務管理等の国家資格を有する者
 - ・地方公共団体等において、営農指導業務に携わった者
 - ・組合等の管理者としての経験と能力を有する者
 - ・組合と同種の業態において管理者としての経験を有する者
 - ・その他上記に準ずる経験を有する者
- ⑤ 理事会において代表理事及び役付常勤理事を選任する際には、法令等に照らし、また、活力ある専任体制を確保するため特に留意する。
- 1 代表理事並びに常勤役員は、他の組合若しくは法人の職務に従事していない者とする。（将来従事することが予想される者も含む）
 - 2 事業専念体制上、首長、議員、農業委員会会長の職についている者については代表権を付与せず、かつ常勤としない。

【常勤役員・員外監事候補者として推薦する者】

第3条 常勤役員は、この組合の業務を的確、公正かつ効率的に遂行できる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者でなければならない。

- ② 組織代表役員でない常勤理事については、前項並びに前条第1項から第3項および第4項第2号に該当する者のうち、次の要件のいずれかを満たす者とする。
- 1 組合等で監査または上級管理者としての経験と能力を有する者
 - 2 組合と同種の業態において、全般管理者としての経験を有する者

- 3 一定年限以上JAの指導に関わった経験を有する者
 - 4 JAグループ等の経験者で、業務・運営・会計・法務等に精通していると認められる者
 - 5 その他上記に準ずる経験を有する者
- ③ 常勤監事は、組織代表役員でない役員とすることを基本とし、第1項および前条第1項から第3項に該当する者のうち、次の要件のいずれかを満たす者とする。
- 1 組合等で監査または上級管理者としての経験と能力を有する者
 - 2 組合と同種の業態において、全般管理者としての経験を有する者
 - 3 会計・法務を業とする法人等で、実務経験を有する者
 - 4 JAグループ等の経験者で、業務・運営・会計・法務等に精通していると認められる者
 - 5 JAグループ人事交流を活用した適任者
 - 6 その他上記に準ずる経験を有する者
- ④ 員外監事は組合員以外の者であって、前条第1項から第3項に該当する者のうち、次の要件のいずれかを満たす者とする。
- 1 社会的または地域的にみて良識が高いと認められる者
 - 2 JAグループ等の経験者で、業務・運営・会計・法務等に精通していると認められる者
 - 3 JAグループ人事交流を活用した適任者
 - 4 その他上記に準ずる経験を有する者
- (注)「組合員以外の者」とは農協法第30条第14項で定める者である。
- ⑤ 第2項及び第3項の常勤理事・監事の選出に当たっては、総代会での選任時点において現に在職する役職員から最適任者を選出することを原則とし、次条に定める役員選任にかかる年齢制限により一定のローテーションをはかることによりJA内部の活性化をはかるものとする。

【役員の年齢制限等】

- 第4条 役員は定款で規定する任期の満了により退任する。ただし、その再度の選任は妨げないが、組合運営の活性化を図るため、就任および退任について次のとおりとする。
- 1 組織代表役員選任において候補者となることができる者は、選任する年の3月31日をもって満70歳以下の者とする。
 - 2 常勤役員（組織代表役員および員外監事を除く。）選任において候補者となることができる者は、初めて選任する年の3月31日をもって満60歳未満の者とする。
尚、任期は2期までとし、かつ年数は6年を超えないこととする。
ただし、任期満了となる年の3月31日時点で満60歳未満の場合には、3期を限度とし、かつ年数は9年を超えないこととする。
 - 3 員外監事選任において候補者となることができる者は、選任する年の3月31日をもって満70歳以下の者とする。

【代表理事・常勤役員にかかる兼職兼業規制】

- 第5条 代表理事・常勤役員については、別紙に掲げる農協法第30条の5第1項ただし書の定めによる農業協同組合法施行規則第79条に基づくもの以外の兼職・兼業を禁止する。

【組織代表でない常勤役員及び員外監事として選任する手続】

- 第6条 組織代表でない常勤役員及び員外監事の選任にあたっては、あらかじめ推薦会議において、「この組合の区域全体」を区域とする正組合員会議において選出された推薦委員によって推薦された者を当該総代会において選任後、それぞれ理事会、あるいは監事會での互選による選任を協議・決定するものとする。

【女性理事候補者として選任する手続】

- 第7条 女性理事候補者を選任する手続については、別に定める「女性理事の登用に関する内規」によるものとする。

【改 廃】

- 第8条 この内規の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. この内規は、平成16年12月24日より施行する。
2. この内規の変更は、平成20年1月28日より施行する。
3. この内規の変更は、平成23年1月28日より施行する。
ただし、変更後の第7条の規定については、役員定数の見直しと女性理事登用にともなう定款変更、並びに、役員定数の見直しにともなう定款附属書役員選任規程の変更について行政庁の認可を受けた日以降、平成25年度決算に係る通常総代会で選任される役員の選任手続きから適用する。
4. この内規の変更は、平成25年12月26日より施行する。

5. この内規の変更は、平成 28 年 10 月 31 日より施行する。
6. この内規の変更は、令和元年 11 月 28 日より施行する。
7. この内規の変更は、令和 4 年 10 月 28 日より施行する。
8. この内規の変更は、令和 7 年 3 月 28 日より施行する。ただし、令和 7 年度決算に係る通常総代会で選任される役員の選任手続きから適用する。
9. この内規の変更は、令和 7 年 11 月 28 日より施行する。

別 紙

農業協同組合法施行規則

第79条（役員等の兼職等が認められる場合）

法第30条の5第1項ただし書の農林水産省令で定める場合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

- 一 組合の常務に従事する役員（法第10条第1項第3号の事業を行う組合を代表する理事（経営管理委員設置組合（法第30条の2第5項に規定する経営管理委員設置組合をいう。以下同じ。）を代表する理事を除く。）を含み、経営管理委員及び経営管理委員設置組合の理事を除く。）及び参事 次に掲げる場合
 - イ 農林中央金庫の経営管理委員となる場合
 - ロ 農業委員会の委員となる場合
 - ハ 国、地方公共団体、独立行政法人又は特別の法律により設立された法人（組合及び農林中央金庫を除く。へにおいて同じ。）であって農業の振興を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるもの構成員となる場合
- ニ 組合又は農林中央金庫により設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるもの非常勤の構成員となる場合
- ホ 一般社団法人又は一般財団法人であって農業の振興又は農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするものにより設けられた委員会、審議会その他これらに準ずるもの非常勤の構成員となる場合
- ヘ 特別の法律により設立された法人であって農業の振興を目的とするもの非常勤の役員となる場合
- ト 一般社団法人又は一般財団法人であって農業の振興又は農業者の協同組織を基盤とする系統団体の発達を目的とするもの非常勤の役員となる場合
- チ 組合の子会社又は組合及び農林中央金庫がその総株主又は総社員の議決権の100分の50を超える議決権を有する会社の非常勤の役員となる場合
- リ 農業を営む法人の役員となる場合（勤務時間が当該法人の常勤の役職員に比して著しく短い場合に限る。）
- ヌ 他の組合の非常勤の役員となる場合
- ル 農業を営む場合（他に当該農業に常時従事している者がいる場合に限る。）

【説明】 以上は、組合の代表理事、常勤役員、参事における兼職兼業可能なものです。

- 二 法第10条第1項第3号の事業を行う組合を代表する理事（当該組合の常務に従事する理事及び経営管理委員設置組合を代表する理事を除く。） 次に掲げる場合

- イ 前号イからルまでに掲げる場合
 - ロ 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号。以下「平成27年改正法」という。）附則第13条第1項に規定する組織変更後の農業協同組合連合会であって、同条第5項第3号及び第4号の事業を行うものの常務に従事する役員（経営管理委員を除く。）となる場合
 - ハ 平成27年改正法附則第22条第1項に規定する組織変更後の一般社団法人であって、同条第3項各号に掲げることを主たる目的とするものの常務に従事する役員となる場合

- 三 経営管理委員設置組合の理事 次に掲げる場合（報酬を受けない場合に限る。）

- イ 第1号ハ、ニ又はホに掲げる場合
 - ロ 第1号ヘ又はトに掲げる場合（会長、理事長その他の当該法人の長となる場合を除く。）
 - ハ 当該組合の子会社の非常勤の役員（代表権を有する取締役を除く。）となる場合

【説明】 以上は、経営管理委員を置く組合の理事における兼職兼業可能なものです。

2 前項の場合において、非常勤であるかどうかの判定は、次のいずれにも該当するかどうかにより行うものとする。

- 一 勤務時間が当該法人の常勤の役職員に比して著しく短いこと。
- 二 その職務に対する報酬を受けていないか、又は報酬の年額が一の職務につき100万円以下であること。

【説明】 以上は、非常勤の役員の定義です。

別添資料

- 1 「第2条第1項第1号」当組合の事業とは
金融事業・保険事業・資材販売事業・不動産事業等、定款第7条に記載されている現在行っている経済的な事業全般はもちろん、現在は行っていなくても、近々行うことを決めた事業も含む。
- 2 第2条第2項の「多額な固定化債務」とは
「100万円以上の債務（信用事業にかかる債務以外の債務（購買未収金等）を含む）でかつ6ヵ月以上延滞している債務」

別表

1 役員を選任する年の前事業年度における正組合員平均利用高（取扱高）を基準とし、これらの利用状況のうち、原則として3項目以上上回ることとする。

項 目	金 額
出 資 金	190 千円
貯 金 高	6,200 千円
長期共済保有高	33,000 千円
年間購買品供給高	210 千円
年間販売品販売高	350 千円

女性理事の登用に関する内規

【目的】

第1条 社会・地域環境の変化に対応し、組織・経営基盤の強化と活性化を目的に女性理事の登用に関する定款変更に伴い、「女性理事の登用に関する内規」（以下「内規」という。）を設定する。

【女性理事候補者として推薦するもの】

第2条 女性理事候補者として推薦するものは、役員候補者として「定款」並びに「役員候補者推薦・選任内規」に基づく適任者であるものとする。

【人員】

第3条 当該内規に係る女性理事候補者は5名以内とする。

【選任手続】

第4条 前条の女性理事候補者は、JAほくさいにおける正組合員（正組合員予定者を含む）の中から最適任者を選任する。

2 前項の女性理事候補者の推薦にあっては、あらかじめ「この組合の区域全体」を除く区域（別表参照）に定められた区域の正組合員会議において選出される推薦委員と女性理事候補者で意思疎通を図り、役員推薦会議において協議・決定するものとする。

【改廃】

第5条 この内規の改廃は、理事会で決定する。

2 この内規の改廃を行ったときは、総代会に報告するものとする。

附 則

1. この内規は、役員定数の見直しと女性理事登用にともなう定款変更、並びに、役員定数の見直しにともなう定款附属書役員選任規程の変更について行政庁の認可を受けた日以降、平成25年度決算に係る通常総代会で選任される役員の選任手続きから適用する。
2. この内規の変更は、令和4年12月28日に変更し、令和4年度決算に係る通常総代会で選任される役員の選任手続きから適用する。
3. この内規の変更は、役員定数の見直しにともなう定款変更について行政庁の認可を受けた日以降、令和5年度決算に係る通常総代会終了後、最初に到来する任期満了にともなう役員選任手続きから適用する。変更前の役員数は、現任期まで有効とする。（令和6年7月22日認可）

別表

区	区域	女性理事の人数
第1区	埼玉、下忍、持田前谷、太井地区（行田市大字埼玉、大字野、大字渡柳、大字利田、大字下忍、大字樋上、大字堤根、大字前谷、大字持田、城西、駒形、持田、棚田町、門井町、西新町、壱里山町、清水町、押上町、深水町）	
第2区	太田、長野、佐間、荒木地区（行田市大字若小玉、大字下須戸、大字小針、大字藤間、大字関根、大字真名板、藤原町、大字長野、桜町、富士見町、長野、佐間、忍、天満、水城公園、城南、本丸、矢場、大字忍、行田、宮本、中央、旭町、向町、緑町、大字佐間、大字荒木、大字小見、大字白川戸）	1
第3区	須加、北河原、星河、谷郷、星宮、南河原地区（行田市大字下中条、大字須加、大字酒巻、大字北河原、大字斎条、大字和田、大字谷郷、大字白川戸、栄町、谷郷、宮本、大字上池守、大字下池守、大字皿尾、大字中里、大字小敷田、大字南河原、大字犬塚、大字馬見塚、大字中江袋）	
第4区	羽生、岩瀬、新郷地区（羽生市中央、南、西、北、東、大字羽生、大字上羽生、大沼、大字上岩瀬、大字中岩瀬、大字下岩瀬、大字小松、大字桑崎、小松台、大字下新郷、大字下新田、大字上新郷）	
第5区	川俣、井泉地区（羽生市大字本川俣、大字稻子、大字上川俣、大字小須賀、大字発戸、大字今泉、大字北袋、大字藤井上組、大字藤井下組、大字尾崎）	
第6区	手子林、須影地区（羽生市大字上手子林、大字神戸、大字町屋、大字下手子林、大字中手子林、大字北荻島、南羽生、大字須影、大字下川崎、大字上川崎、大字砂山、大字加羽ヶ崎、大字秀安、大字下羽生、川崎）	1
第7区	村君、三田ヶ谷地区（羽生市大字上村君、大字堤、大字名、大字下村君、大字常木、大字三田ヶ谷、大字弥勒、大字喜右エ門新田、大字日野手新田、大字与兵衛新田）	
第8区	加須、三俣、樋遣川、大越地区（加須市久下、富士見町、中央、元町、本町、東榮、南町、三俣、上三俣、下三俣、多門寺、北篠崎、北小浜、大門町、向川岸町、諏訪、睦町、浜町、下樋遣川、上樋遣川、中樋遣川、戸川、町屋新田、古川、大越、外野）	
第9区	礼羽、不動岡、志多見地区（加須市馬内、礼羽、愛宕、土手、不動岡、下谷、岡古井、志多見、平永、阿良川、串作）	1
第10区	大桑、水深地区（加須市川口、南大桑、南篠崎、花崎、花崎北、鳩山町、大桑、水深、北辻、今鉢、割目、油井ヶ島、常泉、南小浜、下高柳、船越、大室）	
第11区	屈巢、広田、共和地区（鴻巣市屈巢、広田、北根、赤城、赤城台、関新田、新井、境、上会下）	
第12区	騎西、高柳、鴻茎地区（加須市騎西、下崎、外川、上高柳、日出安、戸崎、正能、鴻茎、芋茎、牛重、根古屋）	1
第13区	田ヶ谷、種足地区（加須市内田ヶ谷、外田ヶ谷、上崎、道地、下種足、中種足、上種足、中ノ目、戸室、西ノ谷）	
第14区	北川辺1～9地区（加須市飯積、麦倉、柳生、小野袋、柏戸、向古河、伊賀袋、駒場、栄、本郷、陽光台）	
第15区	東、元和、原道、豊野地区（加須市旗井、中渡、新川通、外記新田、北平野、北下新井、琴寄、道目、細間、砂原、佐波、弥兵衛、新利根、阿佐間、間口、北大桑、杓子木、生出、新井新田、松永新田、豊野台）	1
計		5

コンプライアンス経営について

コンプライアンス運営は一般企業においてのみならず、JAにおいても昨今の情勢下（特に個人情報保護法の施行＝平成17年4月1日施行）において、事業活動をしていくうえでの根本となっている。

金融検査マニュアル及び信頼を勝ちうるJAとして、社会全体へコンプライアンス経営への取り組み姿勢及び守るべき規定を表明していくという点から、コンプライアンス基本方針と並んで以下の理事・監事の行為規範を策定することとしている。従って、こちらは、役員候補者の選出にあたって、考慮すべき点である。

理事の行為規範

1. 理事は、理事会の構成員としての義務を含む理事としての義務を、誠実に、かつ、JAにとり最善の利益であると合理的に信ずる方法により、かつ、善良なる管理者（同様の立場にある通常の注意深さをもつ者が同様な状況において用いるのと同程度）の注意をもって遂行しなければならない。
2. 理事は、業務執行の意思決定に積極的に参画し、業務執行が適正に行われるよう努めなければならない。
3. 理事は、理事会決議を要するすべての重要な事項に関し、組合員の最善の利益に適うよう、かつ賛否の理由を自ら説明できると感ずるに十分な情報の収集に努めなければならない。
4. 理事は、職務上知り得た機密に関する情報を、理事たる地位にある間においても退任後においても、第三者に漏らしてはならない。
5. 理事は、代表理事等経営陣に権限委譲された事項について定期的に報告を受けるとともに、適正な業務執行が行われるよう監視しなければならない。
6. 理事は、法令遵守に関する役割を十分認識するとともに、コンプライアンスの実践につき、率先してその役割を果たさなければならない。
7. 理事は農業協同組合法第30条の4に定められた役員の欠格事由に該当する事実が生じた場合、または農業協同組合法第30条の4第2項第2号に掲げられる法令（金融商品取引法）の規定に違反して処分（過料・課徴金）を受けた場合には、その事実・内容をJAに速やかに報告しなければならない。
8. 理事は、業務執行が適切かつ健全に行われるよう、適切かつ有効な内部統制システムの構築と、それが有効に機能しているかどうかについて絶えず配意しなければならない。

令和6年2月28日理事会決議

監事の行為規範

1. 監事は、あらゆる法令、定款やルールを厳格に遵守し、監事としての義務を忠実かつ誠実に果たし、善良なる管理者（同様の立場にある通常の注意深さをもつ者が同様な状況において用いるのと同程度）の注意をもって職務を遂行しなければならない。
2. 監事は、使命の重要性を認識するとともに、実効ある監査を実施するため、監査人としての資質向上や監査技術の向上等、自己研鑽に努めなければならない。
3. 監事は、職務上知り得た機密に関する情報を、在任中（監事たる地位にある間）も退任後においても、第三者に漏らしてはならない。
4. 監事は、業務執行にあたっては、公私の区別を明確にしなければならない。
5. 監事は、理事による業務の執行が、法令、定款等に違反しているものでないか、またJA・組合員の最善の利益にかなっているかどうかを理事会への出席や監査等を通じ検証しなければならない。
6. 監事は、監事会の重要事項の決議や監査を行うにあたっては、常に、監事の独立厳正な立場と公正・不偏の態度を堅持しなければならない。
7. 監事は農業協同組合法第30条の4に定められた役員の欠格事由に該当する事実が生じた場合、または農業協同組合法第30条の4第2項第2号に掲げられる法令（金融商品取引法）の規定に違反して処分（過料・課徴金）を受けた場合には、その事実・内容をJAに速やかに報告しなければならない。
8. 監事は、JAの業務の公共性、社会的責任を十分理解し、職務執行にあたるとともに、社会的に問題となるような行為を排除するよう努めなければならない。

令和6年2月28日監事會決議